

第 25 回鹿児島県子ども・子育て支援会議

会 次 第

1 議 事

「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」の変更について

【添付資料】

- (1) 県子ども・子育て支援事業支援計画の変更について（資料 1）
- (2) 鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画溶け込み修正案
（資料 2-1～3）
- (3) 第 25 回 県子ども・子育て支援会議書面開催の流れ（予定）
- (4) 御意見等記入様式

県子ども・子育て支援事業支援計画の変更について

〔趣旨〕

令和8年4月から本格実施となる乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関し, こども家庭庁からの指示により, かごしま子ども未来プラン2025に包含されている県子ども・子育て支援事業支援計画に文言等を追記する。

〔変更箇所：該当ページ赤字部分〕

	ページ番号	内 容
①	資料2-1の3(3) (計画変更案 254 ページ)	こども家庭庁から示された基本指針 ^(※1) を基に追記
②	〃 の3(4) 〃	
③	〃 の3(5) 〃	
④ ^(※2)	資料2-2の5 (計画変更案 255 ページ)	「特定乳児等通園支援事業所」欄を追記(考え方) 【令和7～8年度】 ・各市町村から回答のあった職員数の合計値を記載 【令和9～11年度】 ・同上の令和8年度市町村職員数に, 「乳児等通園支援事業における乳児等の受入見込数(各市町村計画に記載)」の対前年度伸び率を乗じて得た合計値を記載
⑤	資料2-3の8 (計画変更案 258 ページ)	基本指針に合わせて書きぶりを修正

※1：教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

※2：④については, 現在市町村において事業者の認可手続き中のため, 当会議終了後に最終確認として改めて市町村に職員数を確認予定です。もし修正等が発生した場合は, 県において計画変更までに記載内容を調整したいと考えています。

・国が示した基本指針
 ・同基本指針に係る事務連絡
 の抜粋です。

○内閣府告示第百二十四号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の一部の施行に伴い、並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十条第一項の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための「**基本的な指針**」（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和七年九月二十九日
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	<p>教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針</p> <p>子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）等に基づき、総合的な施策が講じられてきたところであるが、平成二十四年八月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て</p>	<p>教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針</p> <p>子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）等に基づき、総合的な施策が講じられてきたところであるが、平成二十四年八月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て</p>

内閣総理大臣 石破 茂

別表第五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画必須記載事項

事 項	内 容
三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	都道府県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者の相互の連携・接続並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続を定めること。

資料2-1の3(4)根拠

五 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容	地域における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続の推進方策を定めること。
---	---

資料2-1の3(5)
資料2-2の5根拠

六 特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項	特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項(特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者の見込み数を含む)等を定めること。
--	--

資料2-3の8根拠

三 教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項	事業者が提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する実施体制の整備を始めとする教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項を定めること。
--	---

別表第五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画必須記載事項

事 項	内 容
三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	都道府県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業者を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。

五 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び質の向上のために講ずる措置に関する事項	特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項(特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数を含む)等を定めること。
--	--

六 特定教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項	事業者が提供する教育・保育に係る教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する実施体制の整備を始めとする教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項を定めること。
--	--

別表第七 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画任意記載事項

事 項	内 容
三 教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項	事業者が提供する教育・保育に係る教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する実施体制の整備を始めとする教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項を定めること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

事務連絡
令和 7 年 9 月 16 日

各〔都道府県
市区町村〕こども誰でも通園制度主管部局（課）御中

こども家庭庁成育局保育政策課

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について

日頃より子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

「こども誰でも通園制度」については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）により、令和 7 年 4 月から児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）において乳児等通園支援事業（同法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）が創設されたほか、改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「新子子法」という。）において、乳児等のための支援給付を創設することとされております。このため、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、乳児等のための支援給付の創設に向けて必要な体制等の整備を進めていただいているところです。

今般、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号。以下「基本指針」という。）及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 2）」（令和 6 年 10 月 10 日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡別添。以下「量の見込み手引」という。）について、別添 1 及び 2 のとおり改正案をお示ししますので、都道府県及び市町村におかれては、下記についてご対応をお願いいたします。

なお、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）による満三歳以上限定小規模保育事業（同法による改正後の児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項第 3 号に掲げる事業をいう。）の創設に伴う基本指針及び量の見込み手引の改正内容及び留意事項等については別途お示しすることとしております。

記

第 1 こども誰でも通園制度に係る市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定

ること。

- ・ 上記の取組を実施してもなお、市町村の区域に所在する施設又は事業所だけでは必要な提供体制の確保が困難な場合は、近隣の市町村と合同で乳児等通園支援事業所を確保し、乳児等通園支援を提供することも考えられること。この場合、あらかじめ、近隣の市町村と協議を行い、確保方策に記載すること。
 - ・ また、他の市町村の区域に居住する者による利用が見込まれる場合には、当該利用を勘案して確保方策を定めること。この場合において、市町村は、当該市町村に居住する者が適切に乳児等通園支援を利用することができるよう、優先予約枠の設定（市町村の区域に居住する者が、他の市町村の区域に居住する者よりも先行して予約することを可能とする措置をいう。）等の対応について事業者に対して求めることが考えられる。この優先予約枠の設定については、総合支援システムにおける対応も今後検討予定であること。ただし、市町村には、他の市町村の区域に居住する者の利用を認めない等の権限はないことに留意すること。
- イ 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項（必須記載事項）
- ・ 乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、市町村における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること。

(2) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画関係

- ア 特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項（必須記載事項）
- ・ 都道府県においては、既に記載されている特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項に加え、特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を検討し、必要な記載を盛り込むこと。
 - ・ 一般型乳児等通園支援事業における保育士以外の従事者については、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者とされていることを踏まえ、研修の実施に関する事項についても記載するよう努めること。なお、乳児等通園支援事業に係る研修については、現在、国において開発中であること。
- イ 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項（必須記載事項）
- ・ 乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、都道府県における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること。

資料 2-1 の 3 (4) 根拠の補足

乳児等通園支援事業は、満 3 歳以上の児童を対象としていないことから、幼稚園に対して満 3 歳児クラスの活用を働きかけることや、満 3 歳児クラスが無い地域においては、その設置を働きかけること等により教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努めること。

第 3 今後のスケジュール

乳児等のための支援給付の創設に向けて市町村及び都道府県において取り組んでいただきたい事項について、次のとおり大まかにお示しするので、参考とすること。

- (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の変更（対象：全市町村・全都道府県）
 - ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく体制の整備等を計画的に進めるため、年内に変更を行うことができるよう努めること。
 - ・ 基本指針の改正は本年 9 月下旬の告示を予定しているため、市町村及び都道府県は、本年 10、11 月中に地方版子ども・子育て会議等の意見聴取等の手続を含め対応し、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を変更することができるよう準備を進めること。
- (2) 認可基準条例の制定（対象：全市町村）
 - ・ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に基づき、認可基準条例を遅くとも本年 12 月の議会において制定すること。
 - ・ なお、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を改正する場合には、本年 9 月中に案をお示しし、遅くとも本年 11 月上旬には公布予定であること。
- (3) 経過措置条例（利用可能時間）（対象：経過措置を利用する市町村）
 - ・ 利用可能時間について、内閣府令で定める経過措置を利用する市町村にあつては、令和 8 年度及び令和 9 年度における利用可能時間を条例で定めることとすることを予定している。
 - ・ この前提となる内閣府令については本年 9 月中に案をお示しし、遅くとも本年 11 月上旬には公布予定であること。
- (4) 運営基準条例の制定（対象：全市町村）
 - ・ 運営基準条例については、改正法の施行に向けた準備行為として確認（新子子法第 54 条の 2 第 1 項の確認をいう。以下同じ。）を行うことを踏まえると、本年 12 月の議会での制定が必須であること。
 - ・ 運営基準条例の基礎となる、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準については本年 9 月中に案をお示しし、遅くとも本年 11 月上旬には公布予定であること。
- (5) 各種規則の制定（対象：全市町村）
 - ・ 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の規定に基づく審査基準等の各種規則については、令和 8 年 1 月から 3 月までの期間に改正法の施行に向けた準備行為として、確認、乳児等支援給付認定（新子子法第 30 条の 15 第 1 項の認定をいう。以下同じ。）

3 認定こども園等における教育・保育の一体的提供と推進体制

資料 2-1

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

① 認定こども園の普及

認定こども園については、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であること、また、地域の子育て支援も行う施設であることから、地域の実情に応じその普及を図ります。

② 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

幼稚園や保育所から認定こども園に移行する希望がある場合には、原則として認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行うこととします。

具体的には、教育・保育の供給量が需要量を上回る場合においても、各区域の需要量に別表に定める「県の定める数」を加えた数までは、認可・認定を行うこととします。

また、移行に際し、施設整備が必要な場合には、補助事業の活用を図ります。

(2) 教育・保育の必要性と推進方策

子ども・子育て支援法は、「子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的としており、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものであり、その際それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような支援を行います。

支援の実施主体である市町村は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施し、県は、市町村が行う子育てのための施設等利用給付の実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業が適切、円滑に行われるよう必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策や各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を行います。

(3) 認定こども園等と地域型保育事業等を行う者の連携

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園、保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行う者、乳児等通園支援事業者を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携・接続し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。

また、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業については、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。

このため、認定こども園等と地域型保育事業を行う者の連携・接続について、市町村が積極的に関与し、円滑な連携・接続が図られるよう支援します。

(4) 教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携

乳児等通園支援事業は、満3歳以上の児童を対象としていないことから、幼稚園に対して満3歳児クラスの活用を働きかけることや、満3歳児クラスが無い地域においては、その設置を働きかけること等により教育・保育施設と乳児等通園支援事業者を行う者の円滑な連携・接続に努める必要があります。

このため、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者を行う者の連携・接続について、市町村が積極的に関与し、円滑な連携・接続が図られるよう支援します。

(5) 特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上

140 ページから 142 ページの施策に基づき、人材確保及び資質向上に努めます。

4 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

資料 2-2

(1) 子ども・子育て支援事業計画作成時等の調整

市町村子ども・子育て支援事業計画作成時等における県への協議や調整については、別途定める手続により行うこととします。

(2) 認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員設定時等の調整

市町村が特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときや変更しようとするときに、あらかじめ行う知事への協議については、別途定める手続により行うこととします。

5 特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者の見込み数

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定教育・保育施設 <small>(※2)</small>	10,764	10,784	10,738	10,722	10,706
幼稚園 <small>(※1)</small>	1,033	1,016	1,012	1,012	1,012
幼保連携型認定こども園	5,174	5,206	5,171	5,160	5,149
保育所	3,875	3,909	3,903	3,898	3,894
保育所型認定こども園	682	653	652	652	651
特定地域型保育事業所 <small>(※2)</small>	410	404	402	402	402
小規模保育事業所A型	228	228	228	228	228
小規模保育事業所B型	111	111	109	109	109
小規模保育事業所C型	0	0	0	0	0
家庭的保育事業所	5	5	5	5	5
事業所内保育事業所	66	60	60	60	60
居宅訪問型事業	0	0	0	0	0
特定乳児等通園支援事業所 <small>(※3)</small>	40	118	122	125	130
計	11,214	11,306	11,262	11,249	11,238

※1 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。

※2 令和2年1月31日以内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に記載する特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数の算出例について」の「計画期間中の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数の算出方法(例)表2」により算出。

※3 市町村から回答のあった職員数をもとに算出。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に当たっては、法に基づく市町村への情報提供や、事業の実施状況についての情報共有、立入調査への同行等を行います。

また、給付事業を実施するに当たっては、市町村に対し適切な助言を行い、事業の円滑な実施を図ります。

る仕組みづくりを促進します。

資料 2-3

③ 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブと放課後子ども教室については、共働き家庭等の全ての児童が放課後等において、安心・安全な居場所が確保され、多様な体験・活動を行うことができるよう市町村の取組を支援する必要があることから、県としては、教育委員会と福祉部局の連携を始め放課後対策の総合的な在り方を検討するための「推進委員会」において、市町村の取組を推進します。

8 教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表

県は、施設・事業の透明性を高め、教育・保育等の質の向上を促していくため、教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等の経営情報等についてインターネットなどで公表します。

第25回 子ども・子育て支援会議書面開催の流れ
(予定)

大坪会長への事前説明 2月18日(水)



各委員への意見照会 2月24日(火)～3月6日(金)



とりまとめ、大坪会長・各委員に結果報告
3月10日(火)～3月19日(木)



こども家庭庁へ報告 3月25日(水)頃

送信先：鹿児島県保健福祉部子ども政策課子ども政策企画班 行き
FAX：099-286-5503
Mail：ks-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp

第25回 鹿児島県子ども・子育て支援会議に係る御意見等記入様式

委員名	
-----	--

意見の有無	有 ・ 無
-------	-------



1 資料内容に関する意見

番号	ページ番号	該当項目等	質疑内容
記載例	254/262	〇〇について	※質疑内容について記載
1			

2 その他意見

--